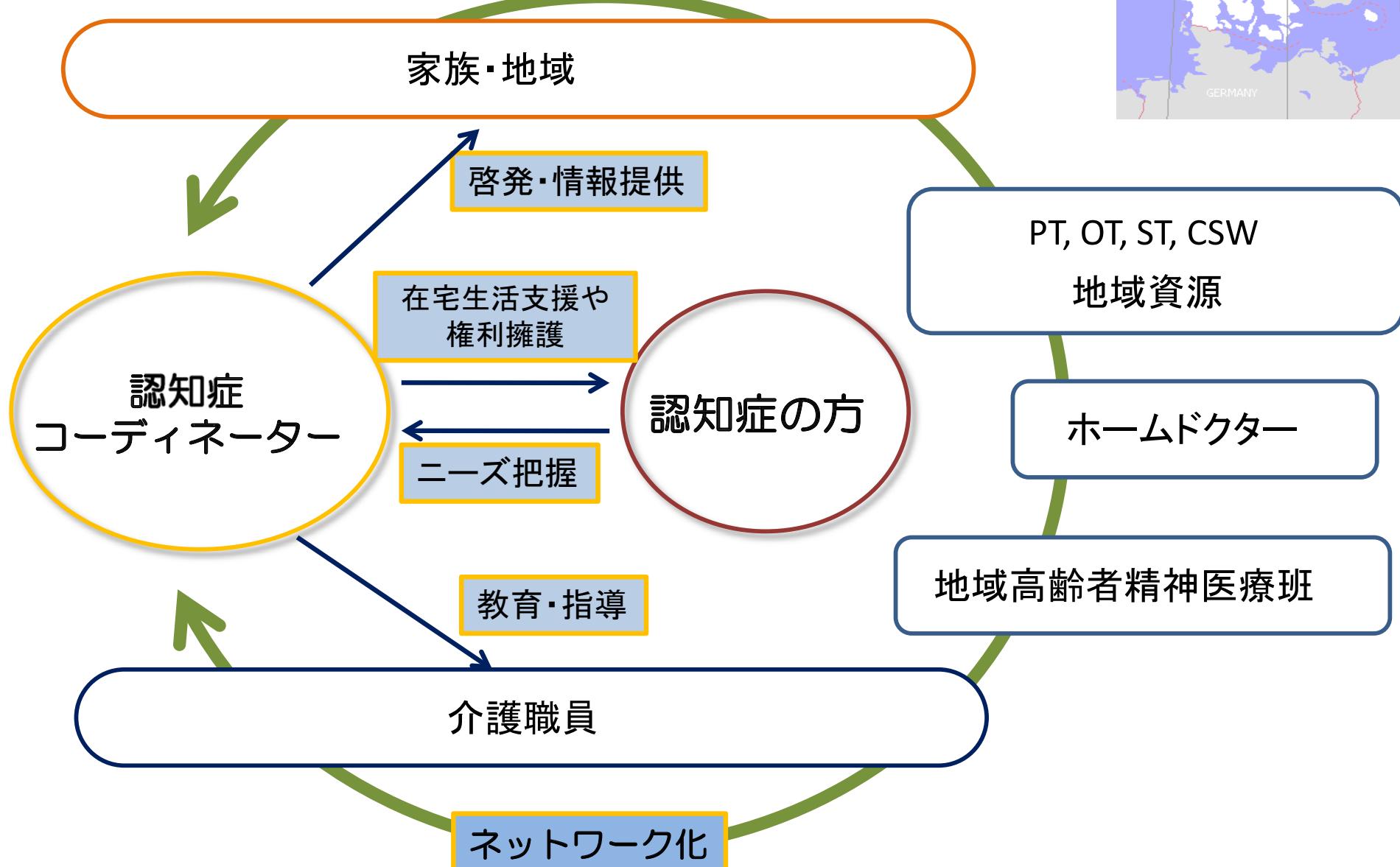
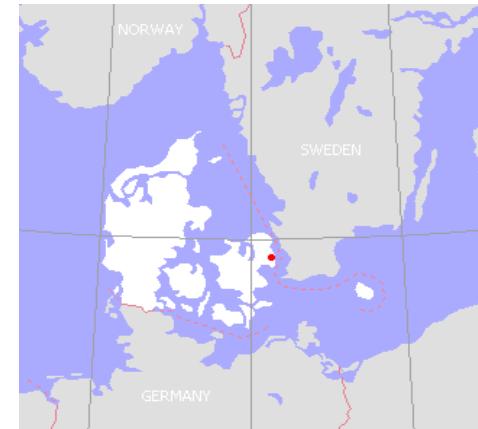


デンマークにおける認知症コーディネーター

- ・看護師あるいは社会保険介護士から養成
- ・5万人の町に2人



成年後見制度について

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるって、自分でこれらのことをするのが難しい場合がある。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれがある。

このような判断能力の不十分な者を保護し、支援するのが成年後見制度である。

法定後見制度の3種類				
		後見	保佐	補助
成年後見人等の権限	対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
	申立てができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
	必ず与えられる権限	●財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く）	●特定の事項（※1）についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く）	—
	申立てにより与えられる権限	—	●特定の事項（※1）以外の事項についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権	●特定の事項（※1）の一部についての同意権（※2）、取消権（日常生活に関する行為を除く） ●特定の法律行為（※3）についての代理権
制度を利用した場合の資格などの制限		●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失う、選挙権を失うなど	●医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	—

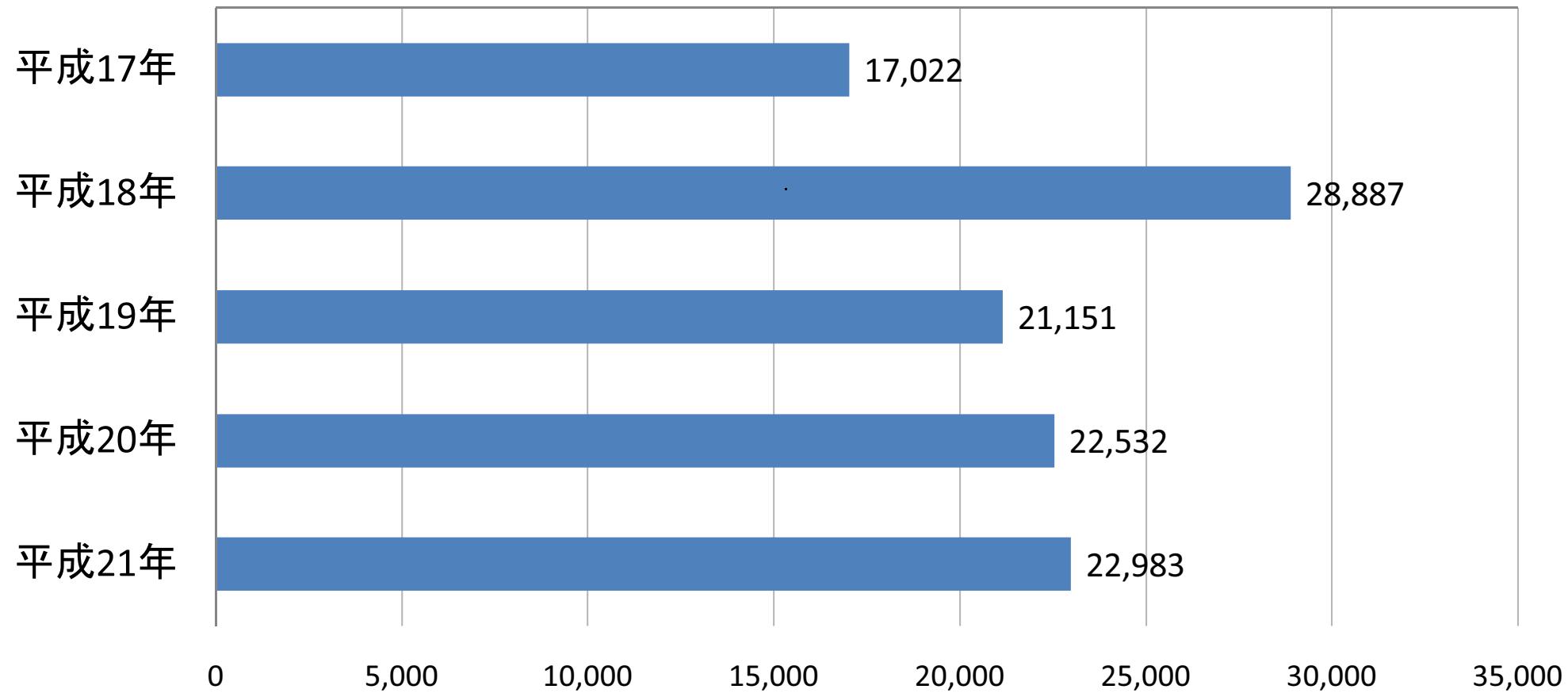
※ 1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※ 2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人は、この同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※ 3 民法13条1項に挙げられている同意を要する行為に限定されません。

成年後見開始件数の推移

- 後見開始の申立件数は、年々増加している。

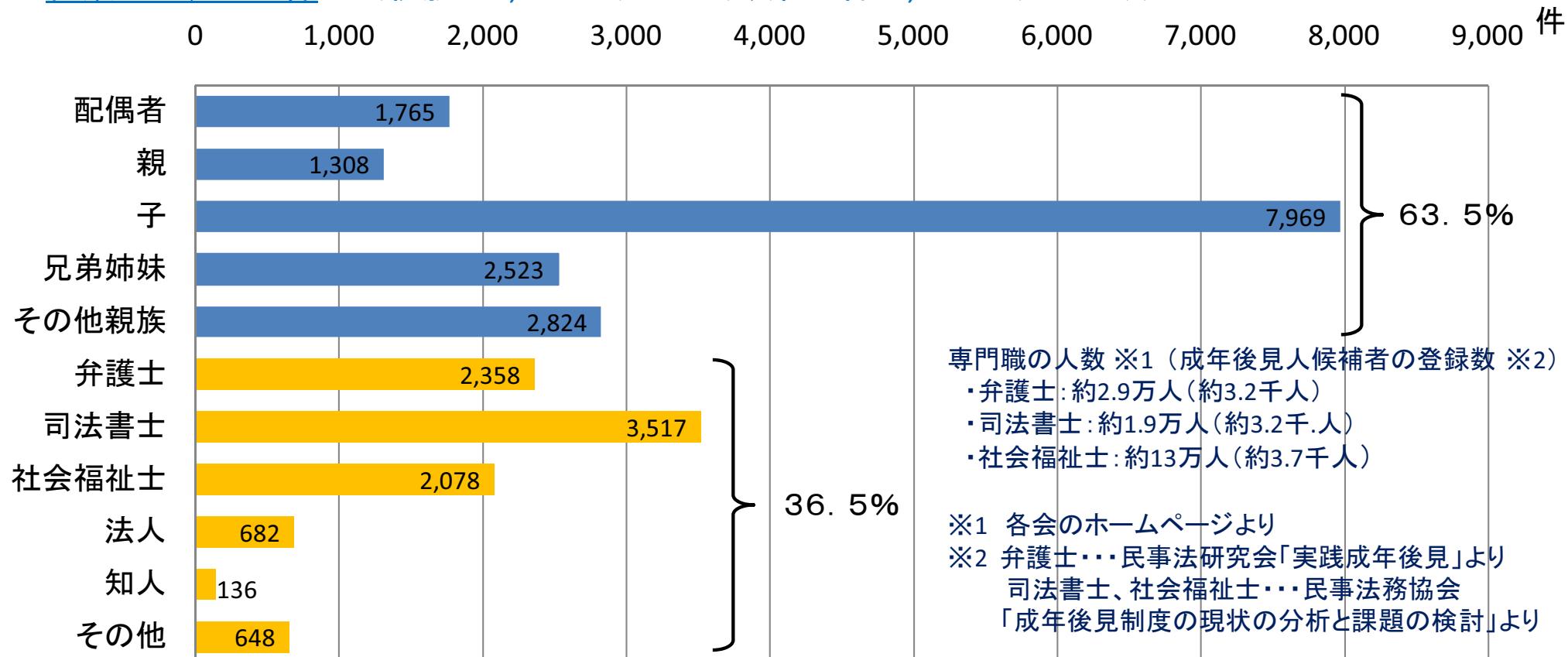


出典：成年後見関係事件の概要（最高裁判所事務総局家庭局）

成年後見人等と本人の関係別件数（平成21年）

- 成年後見人等の選任状況については、子などの親族が選任されたものが全体の63.5%、親族以外の第三者が選任されたものが36.5%となっており、第三者のうち大部分を弁護士や司法書士といった専門職が占めている。

総数 25,808件 (親族:16,389人(63.5%)、第三者:9,419人(36.5%))



出典:成年後見関係事件の概要（最高裁判所事務総局家庭局）

市民後見人について

市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。

- ・日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」
平成18年度報告書より

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者

- ・「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」 成年後見制度研究会報告書より

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

- ・ 筑波大学 上山教授 「実践 成年後見 2009.1」より

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護を中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

世田谷区の取り組み

(市民後見推進の取組事例①)

市民後見活動を首長申立に限定するケース

世田谷区成年後見支援センター(区社協に委託)

事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 法律相談
弁護士等による成年後見制度に関する相談窓口の設置(月2回)
- ・ 成年後見制度利用支援
加齢等により成年後見等の手続きが困難な方への必要書類の確認等の支援
- ・ 専門職後見人に関する情報提供

(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成
個人で成年後見人を受任できる区民後見人を育成
(参考) 研修時間(50時間)
- ・ 後見活動が可能と見込まれる案件について家庭裁判所に区民後見人候補者を推薦
- ・ 区民後見人が選任された場合に、後見活動に関する相談などの支援を行う。
区社協が後見監督人に選任
後見活動は区長申立案件に限定

(参考)

受任者累計 25人(平成18年度～21年度)

大阪市の取り組み

(市民後見活動の推進の事例②)

市民後見活動を首長申立に限定しないケース

大阪市成年後見支援センター(市社協に委託)

事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 相談・申立支援
成年後見制度に関する専門相談、手続き方法の説明やアドバイス等。
- ・ 広報・啓発
成年後見制度に関する講演会等のイベントの開催など
- ・ 関係団体との連携
成年後見制度に関わるさまざまな機関や団体等と連携し、円滑な業務遂行につとめる。

(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成
個人で成年後見人を受任できる市民後見人を育成
(参考)基礎講習 20H、実務講習45H+実習
- ・ 市民後見人の人材バンクの設置・運営
養成講座の修了者を登録し、市民後見人候補者として確保
- ・ 家庭裁判所からの後見人等の推薦依頼への対応
- ・ 市民後見人が選任された場合に、後見活動に関する相談などの支援を行う。
※ 市社協が後見監督人に選任されるとは限らない。
(家庭裁判所の判断次第)
※後見活動は区長申立案件に限定せず

品川区の取り組み

(法人後見活動の事例)

品川成年後見センター(区社協に委託)

事業概要

(相談、利用支援等の業務)

- ・ 相談・手続き支援
成年後見制度について手続きの案内など必要な支援を実施。
- ・ 法人後見活動
任意後見、区長申立案件も含めた法人後見活動を実施。
- ・ 医師、法律、行政等の関係者からなる成年後見センター運営委員会により後見受任の適否や事業の監査等を実施し、適正な運営を確保

研修修了者は法人後見活動に参加

(市民後見に関する人材育成等の業務)

- ・ 市民後見に関する人材の育成
一般区民を対象として成年後見人を受任できる区民後見人を育成
(参考)
養成研修21時間、フォローアップ研修21時間
↓
研修修了者によるNPO法人市民後見人の会を設立
↓
研修修了者が市民後見業務を行う場合に区社協が後見監督人に選任され、後見活動に関する相談など支援を実施。
※ 後見活動は、区長申立案件には限定しない。

認知症の方への支援の在り方に関するこれまでの指摘事項の概要

- 民主党介護を考える議員連盟「提言(第一次)」(2010年6月)
 - ・ 声かけ・見守りサービスなどサポート活動、啓発事業をさらに充実
 - ・ 人数把握、サポート体制目標量などの事業計画への記載義務づけ
- 地域包括ケア研究会報告書(平成22年3月)
 - ・ 認知症を有する者の在宅生活を支える在宅サービス体系の在り方について現行制度にとらわれずに、声かけ・誘導・生活援助を含め検討していくべきである。
 - ・ 認知症を有する者の今後著しい増加が見込まれるなか、成年後見制度の後見人や社会福祉協議会の日常生活支援員等の対応者数の確保が困難になるという指摘がある。将来的に新たなマンパワーとして、市民後見人等の育成と自治体の登録管理体制から事業構築が必要ではないか。
 - ・ 介護保険事業計画において、認知症を有する者の人数の把握、サポート体制の目標量(認知症サポート、認知症サポート医など)についても盛り込むことを促進すべきではないか。
- 公益社団法人 認知症の人と家族の会(2009年6月)<具体的な改善提案>
 - ・ 地域包括支援センターの全てに「認知症連携担当者」を配置するなど、地域のコーディネート機関として充実させ、介護保険給付実務は業務からはずす。
- 大阪府(平成22年7月) 他
 - ・ 認知症連携担当者について、認知症疾患医療センターが設置されている市町村に限らず、各市町村に少なくとも1名配置可能とすること。

認知症の方への支援の在り方に関する論点

- 認知症を有する者ができる限り住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な在宅・施設サービスが適切に確保されるとともに、医療や介護、さらには日常生活における支援が有機的に結びついた支援体制を構築する必要があるのではないか。
 - ・ 認知症コーディネーターの配置
 - ・ 認知症の方に対するサービスの充実
 - ・ 認知症の方の日常生活における支援の強化
 - ・ 精神病床において長期入院している認知症患者への対応
- 認知症を有する者のニーズ把握と計画的なサービスの確保を図るために、介護保険事業計画において認知症に関する項目を盛り込む必要があるのではないか。
- 認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者等の増加を踏まえると、日常の生活にかかわりの深い身上監護に係る成年後見の必要性が高まる。今後は専門職に加え、身上監護を中心とした市民後見人による権利擁護の推進を図っていく必要があるのではないか。

參 考 資 料

虐待等により死亡した被虐待者の状況

(平成19年度・20年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査)

- 「介護している親族による介護をめぐって発生した事件で、被介護者が65歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例」のうち、市町村が把握している事例は、平成19年度・20年度で合計51件であった。
- そのうち、「介護サービスを利用していた」件数は24件、「介護サービスを利用ていなかった」及び「不明」の件数は27件であった。

6. 要介護認定について (区分支給限度基準額を含む)

介護保険制度における要介護認定制度について

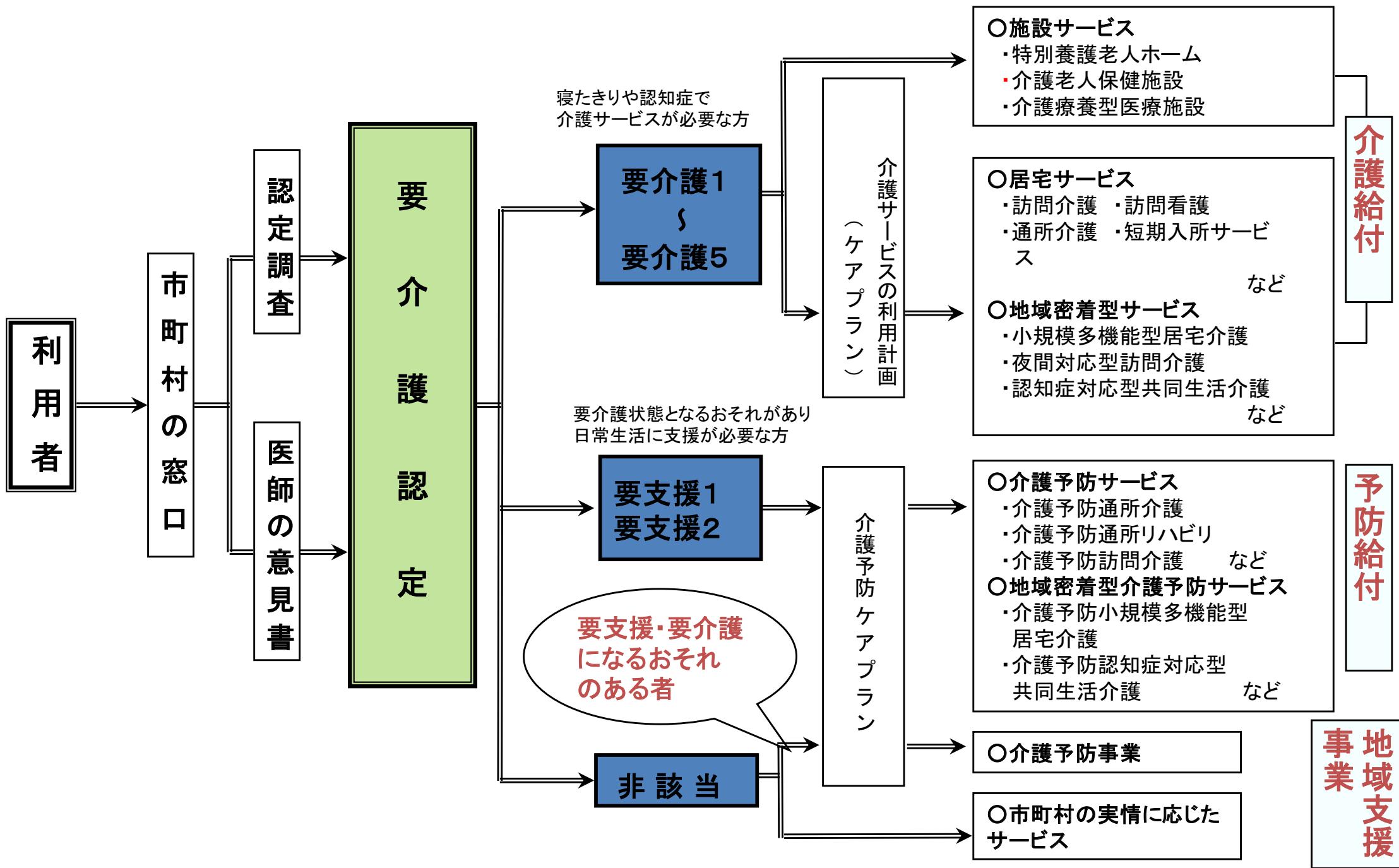
趣旨

- 介護保険制度では、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態(要介護状態)になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)になった場合に、介護の必要度合いに応じた介護サービスを受けることができる。
- この要介護状態や要支援状態にあるかどうかの程度判定を行うのが要介護認定(要支援認定を含む。以下同じ。)であり、介護の必要量を全国一律の基準に基づき、客観的に判定する仕組み。

要介護認定の流れ

- 要介護認定は、まず、市町村の認定調査員による心身の状況調査(認定調査)及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定を行う。(一次判定)
- 次に保健・医療・福祉の学識経験者により構成される介護認定審査会により、一次判定結果、主治医意見書等に基づき審査判定を行う。(二次判定)
- この結果に基づき、市町村が申請者についての要介護認定を行う。

介護サービス利用の手続き



要介護認定の流れ

